

南三陸町復興整備協議会特別会議 議事録

日 時	今回（第1回）	平成24年7月3日（火） 13:30～14:00
	前回（第 回）	—
場 所	宮城県庁9階 第一会議室	
復興整備事業	集団移転促進事業（3地区） ① 藤浜地区防災集団移転促進事業 ② 寄木・葦の浜地区防災集団移転促進事業 ③ 馬場・中山地区防災集団移転促進事業	
出席者	南三陸町	南三陸町副町長 遠藤 健治 // 復興企画課長 三浦 清隆 // 復興事業推進課長 及川 明 // 復興事業推進課 課長補佐 畑 文隆 // 復興企画課 上席主幹 小倉 史郎
	復興庁	宮城復興局主任専門調査官 佐藤 達也 // 政策調査官 藤田 文彦
	国土交通省	都市局 都市・安全課 宮崎 貴雄 // // 吉田 良勝 東北地方整備局 計画・建設産業課 計画調整第一係長 及川 斉弘
	農林水産省	東北農政局農村計画部農村振興課長 清水 一教 東北農政局農村計画部農村振興課農村復興指導官 後藤 幸雄
	宮城県	震災復興・企画部 地域復興支援課長 熊谷 良哉 環境生活部 自然保護課長 三坂 達也 農林水産部 農業振興課副参事兼課長補佐（総括担当）松野 公行 農林水産部 林業振興課長 佐藤 好昭 土木部建築宅地課技術補佐（総括担当）奥山 隆明 // 都市計画課技術補佐（総括担当）藤田 仁 // 復興まちづくり推進室長補佐（総括担当）佐々木 康栄

○協議内容

1 開 会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課課長補佐）

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
- ・傍聴人への注意

2 議 事

南三陸町復興整備協議会規約第7条により、南三陸町長代理人の遠藤副町長が議長となる。

(南三陸町副町長 遠藤)

南三陸町復興整備計画(案)について、事務局から説明願います。

(南三陸町事務局 復興企画課長 三浦)

それでは、南三陸町復興整備計画(案)について、御説明申し上げます。

【様式第2ほか図面等により説明】

(南三陸町副町長 遠藤)

ただ今、事務局から御説明申し上げました部分について、皆様から御意見、御質問はありませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(南三陸町副町長 遠藤)

今回の南三陸町復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第53条の規定に基づく集団移転促進事業の策定に関する特例措置を適用することとしておりますが、集団移転促進事業計画について事務局から説明をお願いします。

(南三陸町事務局 復興事業推進課長 及川)

【集団移転促進事業計画(3地区)について説明】

(南三陸町副町長 遠藤)

ただ今、事務局から説明がありましたが、宮城県建築宅地課から補足することはございませんでしょうか。

(宮城県土木部建築宅地課長 佐伯)

特にありません。

(南三陸町副町長 遠藤)

ただ今の説明について、皆様から御意見、御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(南三陸町副町長 遠藤)

この事項につきましては、東日本大震災復興特別区域法第53条第4項の規定に基づき、国土交通大臣の同意を得ることとなっておりますが、国土交通省の宮崎様、いかがでしょうか。

(国土交通省 都市局 都市・安全課 宮崎)

今回計画に記載された3地区の事業について同意します。

(南三陸町副町長 遠藤)

では、この事項につきましては、国土交通大臣の同意をいただいたものといたします。

次に、今回の復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、農地法第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明をお願いします。

(南三陸町事務局 復興企画課長 三浦)

【様式第8について説明】

(南三陸町副町長 遠藤)

ただ今の説明について、皆様から御意見、御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(南三陸町副町長 遠藤)

この事項につきましては、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の清水様、いかがでしょうか。

(東北農政局農村計画部農村振興課長 清水)

今回計画に記載された土地利用方針については異存ありません。

(南三陸町副町長 遠藤)

では、この事項につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。

以上で、議事を終了いたします。

3 閉 会 (宮城県震災復興・企画部地域復興支援課課長補佐)

○協議結果

- ・集団移転促進事業（3地区）について、東日本大震災復興特別区域法第53条第4項に基づく国土交通大臣の同意を得た。
- ・集団移転促進事業（2地区）の区域にかかる土地利用方針について、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項に基づく農林水産大臣の同意を得た。